

平成31年4月16日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除について

四国経済産業局から、別紙2の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項及び第28条第1項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙1のとおり四国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190314 四 国 第 12 号
平 成 3 1 年 4 月 1 5 日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

平成31年3月14日付け 20190220 四国第1号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

（電力・ガス取引監視室主管）

(別紙 2)

事業者数：2 事業者 指定旧供給地点群数：4 地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
四国ガス燃料株式会社 (法人番号 2500001011654)	市坪南団地
四国ガス燃料株式会社 (法人番号 2500001011654)	上開団地
土佐ガス株式会社 (法人番号 2490001001533)	大谷第 7 団地
土佐ガス株式会社 (法人番号 2490001001533)	横浜ニュータウン